

札幌市地域防災計画

原子力災害対策編

札幌市防災会議

目次

用語集	1
第1章 総則	7
第1節 計画の目的	9
1. 計画の目的	9
2. 計画の基本方針	9
3. 計画の柱	9
第2節 計画の性格	9
1. 計画の性格	9
2. 計画の位置付け	11
3. 計画の修正	12
4. 計画の周知徹底	12
第3節 泊発電所の概要	13
第4節 札幌市の地域特性	14
1. 気象	14
2. 人口	14
3. 札幌市と泊発電所の位置関係	14
第5節 被害想定及び防災対策を実施する地域等	15
1. 福島市等の被害状況	15
2. 被害想定	16
3. 防災対策を実施する地域	16
4. 関係自治体からの避難者の受け入れ	18
5. 地震等との複合災害	18
第6節 札幌市、防災関係機関・団体の事務または業務の大綱	19
第7節 市民・企業の役割	22
第2章 原子力災害事前対策	23
第1節 原子力災害事前対策の基本方針	25
第2節 情報の収集・連絡体制等の整備	25
1. 情報の収集・連絡体制の整備	25
2. 情報の分析・整理	26
3. 受信情報に基づく意思決定プロセス等の整理	27
4. 通信手段・経路の多様化	27
第3節 緊急事態応急体制の整備	27
1. 警戒配備	28
2. 災害対策本部	28
3. 防災関係機関相互の連携体制	28
4. 消防の相互応援体制	28
5. 広域的な応援協力体制等	28
6. 自衛隊派遣要請体制	28
7. 専門家の派遣要請手続き	29
8. 環境放射線モニタリング体制	29
第4節 屋内退避等に係る体制の整備	29
1. 判断基準の整備	29
2. 対象者等の把握	29

3.	屋内退避	29
4.	一時移転	30
5.	要配慮者への対応体制の確保	30
6.	市民の屋内退避等の確認体制の整備	31
第5節	防護資機材等の整備	31
1.	医療活動用資機材の整備	31
2.	防災業務関係者の安全確保のための資機材の整備	32
3.	物資の調達・供給体制の整備	32
4.	安定ヨウ素剤の備蓄	32
5.	除染用資機材の整備	32
第6節	市民への的確な情報伝達体制の整備	32
1.	情報項目の整理	32
2.	情報伝達手段の整備	32
3.	市民相談窓口の準備	32
4.	情報伝達困難者に対する情報伝達体制の整備	33
5.	報道機関等の活用	33
第7節	関係自治体からの避難者の受け入れ・支援体制の整備	33
1.	避難対象者等の把握	33
2.	市の対応資源の確認	33
3.	受入計画の作成	33
4.	支援計画の作成	34
5.	積雪期の対応	34
第8節	除染体制の整備	34
第9節	原子力防災に関する市民に対する知識の普及と啓発	34
1.	市民に対する普及啓発	34
2.	教育機関における普及啓発	34
3.	要配慮者への配慮	35
第10節	防災業務関係者に対する研修	35
第11節	防災訓練の実施	35
第3章	緊急事態応急対策	37
第1節	緊急事態応急対策の基本方針	39
第2節	応急対策業務の体系	39
第3節	情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保	39
1.	施設敷地緊急事態発生情報等の連絡	39
2.	応急対策活動情報の連絡	40
3.	放射性物質または放射線の影響の早期把握のための活動	40
4.	一般回線が使用できない場合の対処	40
第4節	活動体制の確立	41
1.	災害対策本部等	41
2.	消防の相互応援	41
3.	広域的な応援協力等	41
4.	自衛隊の派遣要請	42
5.	専門家の派遣要請	42
6.	防災業務関係者の安全確保	42
7.	積雪期の対応	43
第5節	緊急時モニタリング等の実施	43

1.	緊急時モニタリング等の実施	43
2.	緊急時モニタリング等結果の報告	43
第6節	屋内退避等の防護対策の実施	44
1.	防護対策の決定	44
2.	屋内退避の実施	44
3.	一時移転の実施	44
4.	要配慮者への配慮	45
5.	飲食物、生活必需品等の供給	46
6.	安定ヨウ素剤の予防服用	46
7.	屋内退避等の解除	46
第7節	社会的混乱の防止	46
1.	自主避難への対策	46
2.	適切な流通の確保	47
第8節	飲食物の出荷制限・摂取制限等の実施	47
1.	飲食物の出荷制限・摂取制限等	47
2.	放射性物質の影響の把握	47
第9節	交通の確保	47
第10節	市民への的確な情報伝達活動	47
1.	迅速・的確な情報提供	47
2.	市民ニーズを踏まえた情報提供	48
3.	多様な情報伝達手段の確保	48
4.	情報伝達困難者に対する情報伝達	49
5.	災害時広聴活動	49
第11節	関係自治体からの避難者の受け入れ・支援	49
1.	関係自治体の支援ニーズの把握	49
2.	一時滞在場所の確保	49
3.	避難方法・経路等の調整	50
4.	一時滞在場所の開設・運営	50
5.	関係自治体行政機能の代替拠点の確保への協力	50
6.	ボランティアの受け入れ	50
7.	二次避難先の確保	51
第4章	原子力災害中長期対策	53
第1節	原子力災害中長期対策の基本方針	55
第2節	放射性物質による環境汚染への対処	55
第3節	各種制限措置の解除	55
第4節	環境放射線モニタリングの実施と結果の公表	55
第5節	心身の健康管理	55
1.	相談窓口の設置	55
2.	健康影響調査の実施	55
第6節	損害賠償の請求等に必要な資料の作成	56
1.	被災市民の登録	56
2.	損害調査の実施	56
3.	災害対策措置状況の記録	56
第7節	風評被害等による影響の軽減	56
1.	市内産農林畜水産物等の売り上げ減少への対応	56
2.	観光客・修学旅行生の減少への対応	56

3.	販売促進・観光誘致活動	56
4.	中小企業者及び被災農林畜水産業者等に対する支援	56
5.	被ばくについての人権侵害の防止	57
第8節	関係自治体からの避難者に対する中長期的支援	57
1.	地域コミュニティ維持	57
2.	就労・就学支援	57
別添1		59
別添2		61
別添3		63
別添4		67

用語集

E

・EAL

緊急時活動レベル [Emergency Action Level]

原子力施設で発生し得る異常や事故の状態に応じて、即時避難等の緊急時の活動を決定するための判断基準。

O

・OIL

運用上の介入レベル [Operational Intervention Level]

環境モニタリング等の結果（空間線量率や環境中の放射性物資の濃度等）による防護措置（避難、屋内退避、安定ヨウ素剤の予防服用等）の実施を決定するための判断基準。

P

・PAZ

予防的防護措置を準備する区域 [Precautionary Action Zone]

第1章第5節3を参照。

U

・UPZ

緊急時防護措置を準備する区域 [Urgent Protective Action Planning Zone]

第1章第5節3を参照。

あ

・安定ヨウ素剤

原子力災害などで放出された放射性ヨウ素が体内に取り込まれたときに甲状腺に蓄積されにくくするために、予防的に服用する薬剤。放射能をもたないヨウ素を含むヨウ化カリウムなどを丸薬または内服液として製剤化したものが用いられる。

い

・一時滞在場所

災害対策基本法第72条第1項の規定に基づき、避難対象区域内の住民等が旅館又はホテル等へ避難するまでの間の、暫定的な受け入れ先となる場所。

・一時移転

緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率等は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れること。

お

・屋内退避

原子力災害発生時に、被ばく及び放射性物質の吸入を低減するため家屋内に退避すること。

なお、福島第一原発の事故対応時においては、屋内退避は「外出禁止」ではなく、屋外に出ることは極力避けることが望ましいものであり、外出する場合は、可能な限り短時間にするとともに、徒歩よりは車で移動すること、マスクをすること、肌を露出しないよう長袖・帽子を着用することなどの注意事項が示されていた。

く

- ・空間（放射）線量率

対象とする空間の単位時間あたりの放射線量（放射線の量の大きさ）のこと。単位は一般にグレイ毎時（Gy/h）などが用いられるが、シーベルト毎時（Sv/h）などが用いられる場合もある。

け

- ・警戒事態

施設敷地緊急事態に至る可能性がある事故・故障またはこれに準ずる事故・故障等のことであり、例として次の事態のことなど。

- 原子力規制庁が警戒を必要と判断する事態
- 自然災害（施設立地村である泊村で震度6弱以上の地震、大津波警報（施設立地地域が津波の発生地域から内陸側となる北海道太平洋沖に発令された場合を除く。）等）の発生時

- ・計画的避難

福島第一原発の事故対応として実施されたもので、緊急避難とは異なり、混乱が生じないよう国などの関係機関が該当自治体と綿密に打ち合わせをし、一定期間（福島第一原発の事故対応時には1か月）中に計画的に避難すること。

- ・原子力災害

原子力緊急事態により国民の生命、身体または財産に生ずる被害をいう。（原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156条。以下「原災法」という。）第2条第1項第1号）

し

- ・施設敷地緊急事態

原子力災害対策特別措置法第10条第1項に規定するもので、原子力事業者が通報を行うべき事態。例として次の基準または施設の異常事態のことなど。

- 原子力事業所の境界付近の放射線測定設備（1つまたは2つ以上）において5 $\mu\text{Sv/h}$ 以上が検出された場合。
- 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできないこと等の、あらかじめ定められた異常を示す事態。

- ・情報収集事態

泊村において、震度5弱以上の地震が発生した事象。または、原子力施設の運転に影響を及ぼすおそれがある核物質防護情報が通報された場合。

- ・除染

身体や物体の表面に付着した放射性物質を除去するあるいは付着した量を低下させること。除染対象物により土壌の除染、機器の除染、衣料の除染、皮膚の除染などに分けられる。

物の除染には浸漬、洗浄、研磨などが行われ、除染剤には合成洗剤、有機溶剤などが用いられる。また、身体の皮膚の汚染には、中性洗剤、オレンジオイルなどが用いられる。

せ

- ・全面緊急事態

原災法第15条第1項に規定するもので、原子力規制委員会が内閣総理大臣へ報告を行うべき事態。例として次の基準または施設の異常事態のことなど。

- 以下のいずれかの放射線量を検出した場合。

- イ 北海道電力が原子力事業所の敷地境界付近に設置した放射線測定設備の2地点以上について $5 \mu\text{Sv/h}$ 以上を検出するか または 1 地点について $5 \mu\text{Sv/h}$ を 10 分間以上継続して検出した場合。

- ロ 北海道知事が設置した放射線測定設備において、2 地点以上または 10 分間以上継続して、 $5 \mu\text{Sv/h}$ 以上を検出した場合。

- 原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉を停止するすべての機能が喪失すること等の、あらかじめ定められた異常を示す事態。

- ・線量

放射線の量のこと。空間放射線量や被ばく線量などがある。

ひ

- ・被ばく

人体が放射線を受けること。その受け方によって外部被ばくと内部被ばくに分けられる。

- ・被ばく管理

被ばくが許容されている被ばく線量を超えないよう管理すること。空間線量率の測定値や個人線量計を用いて管理する。

ふ

- ・プルーム

原子力施設で緊急事態が発生し、気体状の放射性物質が漏れた場合において、大気中を流れていく放射性雲と呼ばれるもの。

ほ

- ・放射性物質

放射能（放射線を出す能力）をもっている原子（放射性核種という）を含む物質のこと。

- ・放射線

原子核が不安定で壊れやすい元素（例えばウランなど）から放出される高速の粒子（アルファ線、ベータ線、中性子線など）や高いエネルギーを持った電磁波（エックス線、ガンマ線など）のこと。

- ・放射線防護

人間とその環境を、被ばくや放射性物質による汚染から防護し、放射線障害の発生を防止すること。ICRP（国際放射線防護委員会）は、放射線障害を放射線誘発癌や突然変異のような確率的影響と、放射線誘発皮膚炎や白内障のような確定的影響の二つに分けて、確定的な有害な影響についてはこれを防止し、確率的影響についてはこれを容認できると思われるレベルにまで制限することで被ばくを伴う行為が確実に正当化できるようにすることを放射線防護の目的としている。

- ・ **防護措置（防護対策）**

放射性物質または放射線の異常な放出が発生した場合に、精神的負担や経済的負担も考慮しつつ、周辺住民などの被ばくをできるだけ低減するために講じる措置。屋内退避、避難、安定ヨウ素剤服用、飲食物摂取制限などがある。

第 1 章 総則

第1節 計画の目的

1. 計画の目的

札幌市地域防災計画（原子力災害対策編）（以下、「本計画」という。）は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「災対法」という。）及び原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号。以下「原災法」という。）に基づき、原子力事業者である北海道電力株式会社（以下「原子力事業者」という。）が設置する原子力発電所（以下「泊発電所」という。）から放射性物質または放射線が異常な水準で事業所外（放射性物質の事業所外運搬中の場合は輸送容器外）へ放出されることにより生ずる原子力災害（以下「原子力災害」という。）の防災対策に関し、札幌市、北海道、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関（第 1 章第 6 節参照）が必要な体制を確立するとともに、防災に関してとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務または業務の遂行により市民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

2. 計画の基本方針

原子力災害は、放射線による被ばくや汚染の程度を直ちに把握することができないため、地震災害などと異なり、市民が自らの状況を正確に把握し、的確に判断・行動することは、極めて困難である。また、原子力災害発生時に、市民が適切に行動するためには、放射線に関する知識等も必要となる。

本計画は、このような原子力災害の特殊性にかんがみ、市民に対する的確な情報伝達体制をあらかじめ確立するとともに、原子力防災に関する知識の普及啓発、防災業務関係者に対する教育訓練、緊急時において迅速かつ的確な応急対策活動が実施できるよう防災関係機関相互の協力体制の確立など所要の措置を定める。

3. 計画の柱

計画の目的を達成するため、本計画では次の 3 つを計画の柱に掲げ、原子力防災の実効性の向上のために必要な施策を推進する。

- ・市民の安全の確保（被ばくの低減、最小化）
- ・市民の安心の確保（的確な情報提供による社会的混乱や風評被害の低減、最小化）
- ・北海道及び他市町村との連携・協力（避難者の受け入れ支援等）

第2節 計画の性格

1. 計画の性格

本計画は、市域に係る原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画原子力災害対策編（以下、「防災基本計画」という。）及び北海道の地域防災計画（原子力防災計画編）（以下、「道計画」という。）に基づいたものである。

札幌市及び防災関係機関は、本計画において想定される全ての事態に対応できるよう対策を講じることとし、不測の事態が発生した場合であっても対処し得るよう柔軟な体制を整備する。

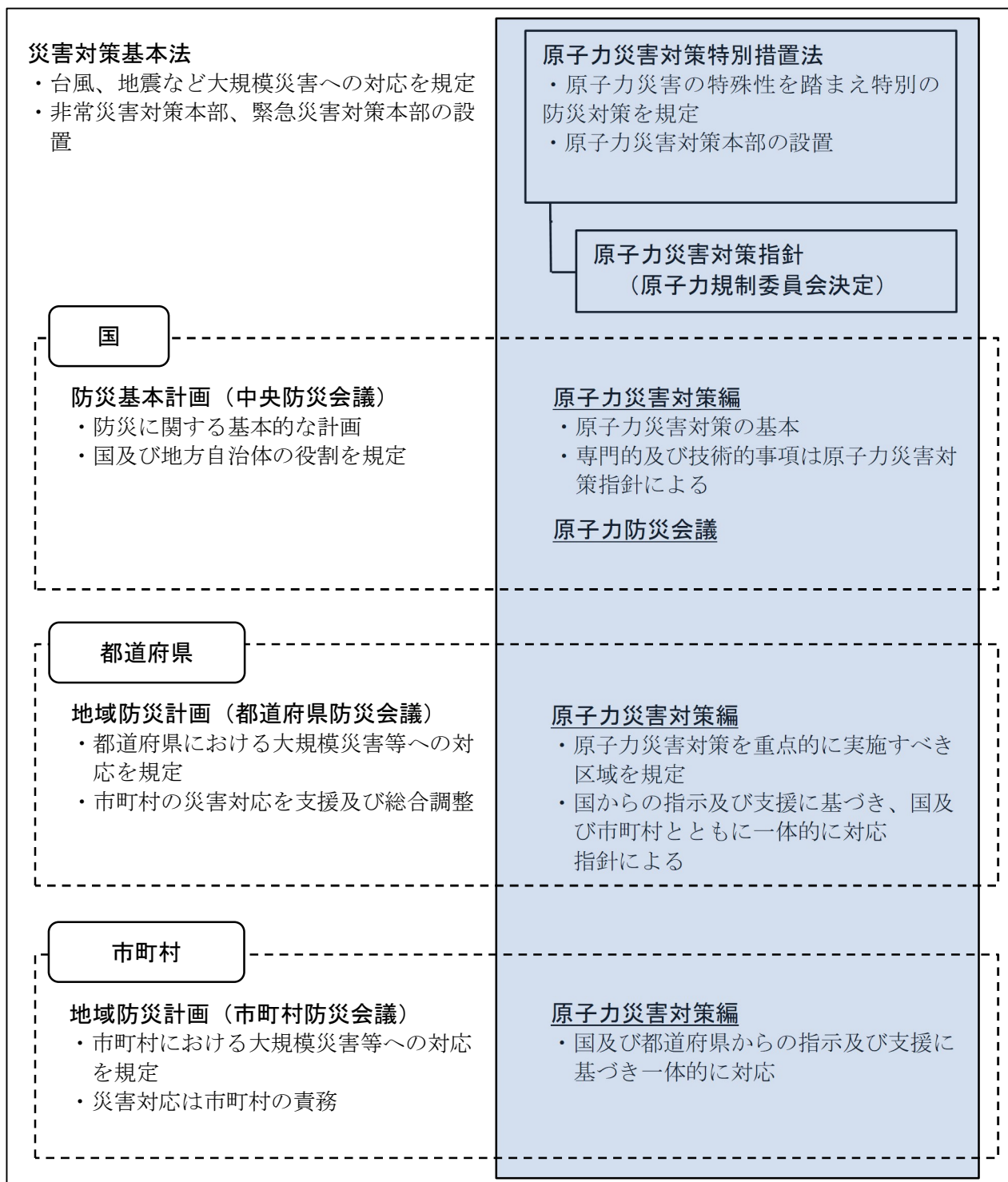


図 原子力防災の体系図

2. 計画の位置付け

本計画は、札幌市地域防災計画の対策編の一つとして定めるものである。

原子力災害と地震など他の災害が同時に発生（以下、「複合災害」という。）した場合には、該当する対策編とあわせて運用する。

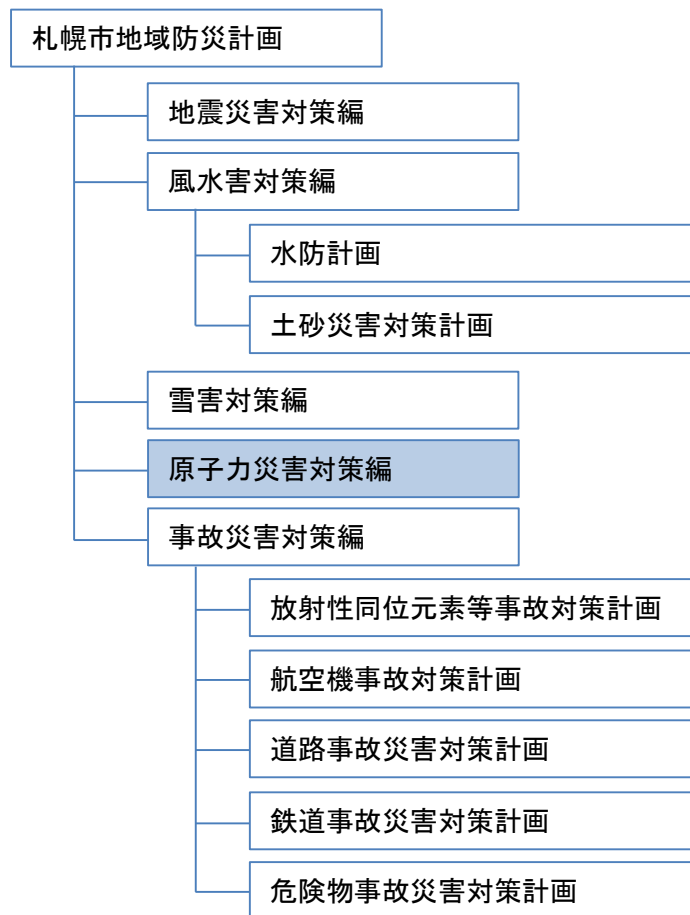


図 札幌市地域防災計画の構成

なお、以下に掲げる項目等の具体的な実施計画または実施要領等については、本計画に基づき別途定めるものとし、その運用にあたっては、状況に応じて柔軟に対応するものとする。

- ・ 災害対策本部体制及び警戒配備体制に関すること。
- ・ 情報の収集及び連絡体制に関すること。
- ・ 環境放射線モニタリングに関すること。
- ・ 屋内退避に関すること。
- ・ 一時移転に関すること。
- ・ 避難者の受け入れに関すること。
- ・ 安定ヨウ素剤に関すること。

3. 計画の修正

本計画は、災対法第 42 条に基づき、毎年検討を加え、必要があると認める場合にはこれを修正する。また、今後の原災法、防災基本計画、原子力災害対策指針及び道計画等の見直しに応じて適宜修正する。

4. 計画の周知徹底

本計画は、市民、関係行政機関、関係公共機関その他防災関係機関に対し周知徹底を図る。

第3節 泊発電所の概要

泊発電所の概要は以下のとおり。

表 泊発電所の概要

区分		1号機	2号機	3号機
位置		北海道古宇郡泊村大字堀株村		
用地面積		約 135 万㎡（3号機土地造成 海面埋立地含む）		
原子炉	型式	軽水減速軽水冷却加圧水型		
	熱出力	約 1,650MW	約 1,650MW	約 2,660MW
	圧力・出口温度	約 15.4MPa・約 323℃		約 15.4MPa・約 325℃
	燃料種類	低濃縮ウラン		
		濃縮度	約 2.3%～3.4%	
	燃料集合体装荷量	121 体	121 体	157 体
		ウラン重量 約 48.5 t	ウラン重量 約 48.5 t	ウラン重量約 74 t
	圧力容器	型式	たて置円筒上下半球鏡容器型	
寸法		内径約 3.4m×全高約 11.5m ×最小肉厚約 110mm（下部半球鏡部）		内径約 4.0m×全高約 12m ×最小肉厚約 130mm（下部半球鏡部）
格納容器	型式	上部半球形下部さら形鏡円筒型		
タービン	型式	串型 3 車室 4 分流排気再熱再生式		
	出力	579,000kW	579,000kW	912,000kW
	回転数	1,500 回転／分		
	蒸気流量	約 3,260 t /時	約 3,260 t /時	約 5,000 t /時
発電機	型式	横置・円筒回転界磁形・全閉自己通風・3 相同期発電機		
	容量	650,000kVA	650,000kVA	1,020,000kVA
主変圧器	種類	屋外無圧密封式		
	容量	620,000kVA	620,000kVA	950,000kVA
	電圧	1 次：19kV		1 次：21kV
		2 次：275kV		2 次：275kV
電調審承認年月日		昭和 57 年 3 月 26 日		平成 12 年 10 月 20 日
原子炉設置許可年月日		昭和 59 年 6 月 14 日		平成 15 年 7 月 2 日
着工年月日		昭和 59 年 8 月 30 日		平成 15 年 11 月 21 日
営業運転開始年月日		平成元年 6 月 22 日	平成 3 年 4 月 12 日	平成 21 年 12 月 22 日

出典：北海道地域防災計画（原子力防災計画資料編）

第4節 札幌市の地域特性

1. 気候

札幌市の気候は、日本海側の特徴を有し、夏季はさわやかで冬季は積雪寒冷、鮮明な四季の移り変わりが見られる。

8月から9月にかけて降水量が多く、台風や前線等により大雨となる可能性が高い時期となる。12月から2月にかけては月平均気温が0℃以下となる。西高東低の気圧配置となりやすく多量の降雪があり、平年の年最深積雪は約1m、降雪の深さの年合計は約5mになる。

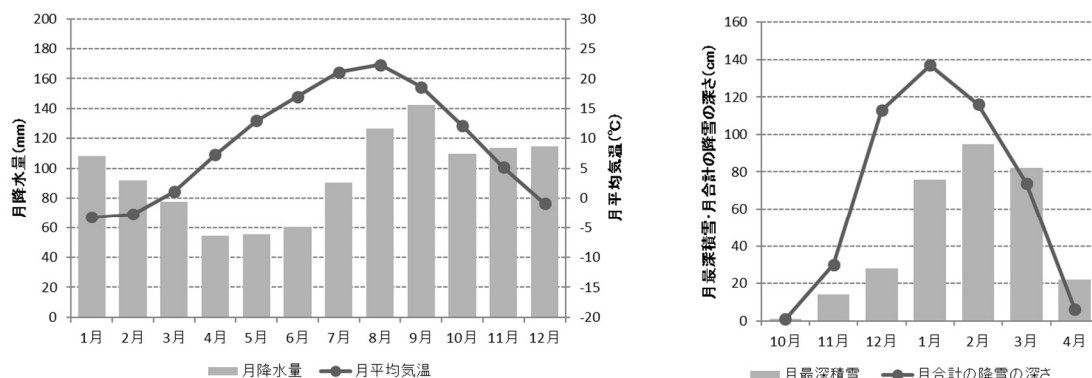


図 札幌の月降水量と月平均気温(左)、月最深積雪深と月合計の降雪の深さ(右)の平年値(統計期間: 1991～2020年、札幌管区気象台提供)

また、札幌市の上空約1,500mでは、風向は年間を通して西よりの風が卓越し、風速は平均で、夏季は約3m/s、冬季は約9m/sである。

2. 人口

札幌市は、明治2年の開拓使設置以来成長を続けていたが令和2年度をピークに人口は減少に転じている。令和8年1月1日現在、人口約195万人（北海道の人口の約3分の1）を擁する全国4番目の大都市へと発展している。

区別人口をみると、全ての区で10万人を上回る人口規模となっているが、中央区、北区、東区、白石区、豊平区、西区の6区では、20万人を超えている。人口構成では、高齢者の割合は令和8年1月1日現在、約29.1%であり、今後も高齢化率は上昇するものと見込まれている。また、昼間は都心部に人口が集中し、夜間は周辺部の人口密度が高くなるドーナツ化現象がみられる。

3. 札幌市と泊発電所の位置関係

札幌市は泊発電所から約40km～80kmに位置しており、泊発電所が所在する後志地方との境となる西側の山地には、市街地に近いところで標高300m～500m、さらに西側には1,000m級の稜線が連なっている。

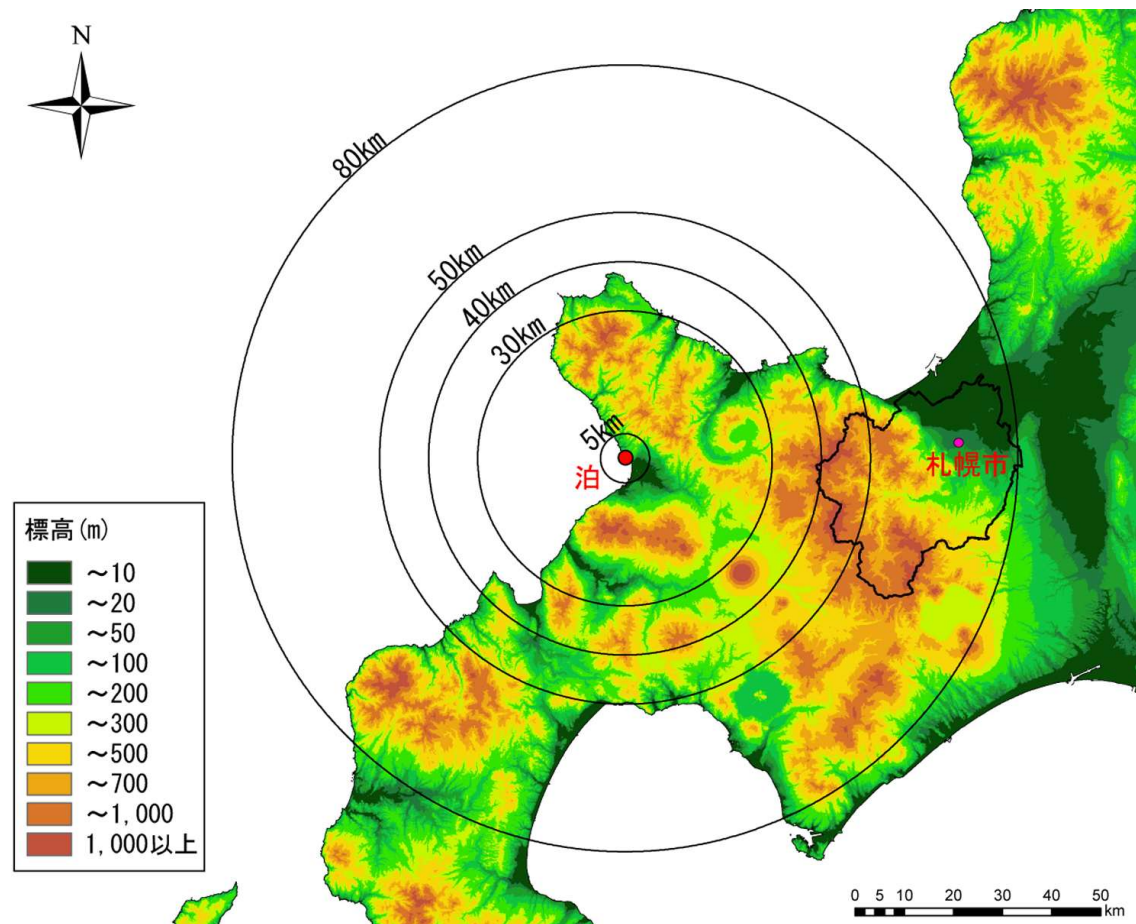


図 札幌市と泊発電所の位置関係

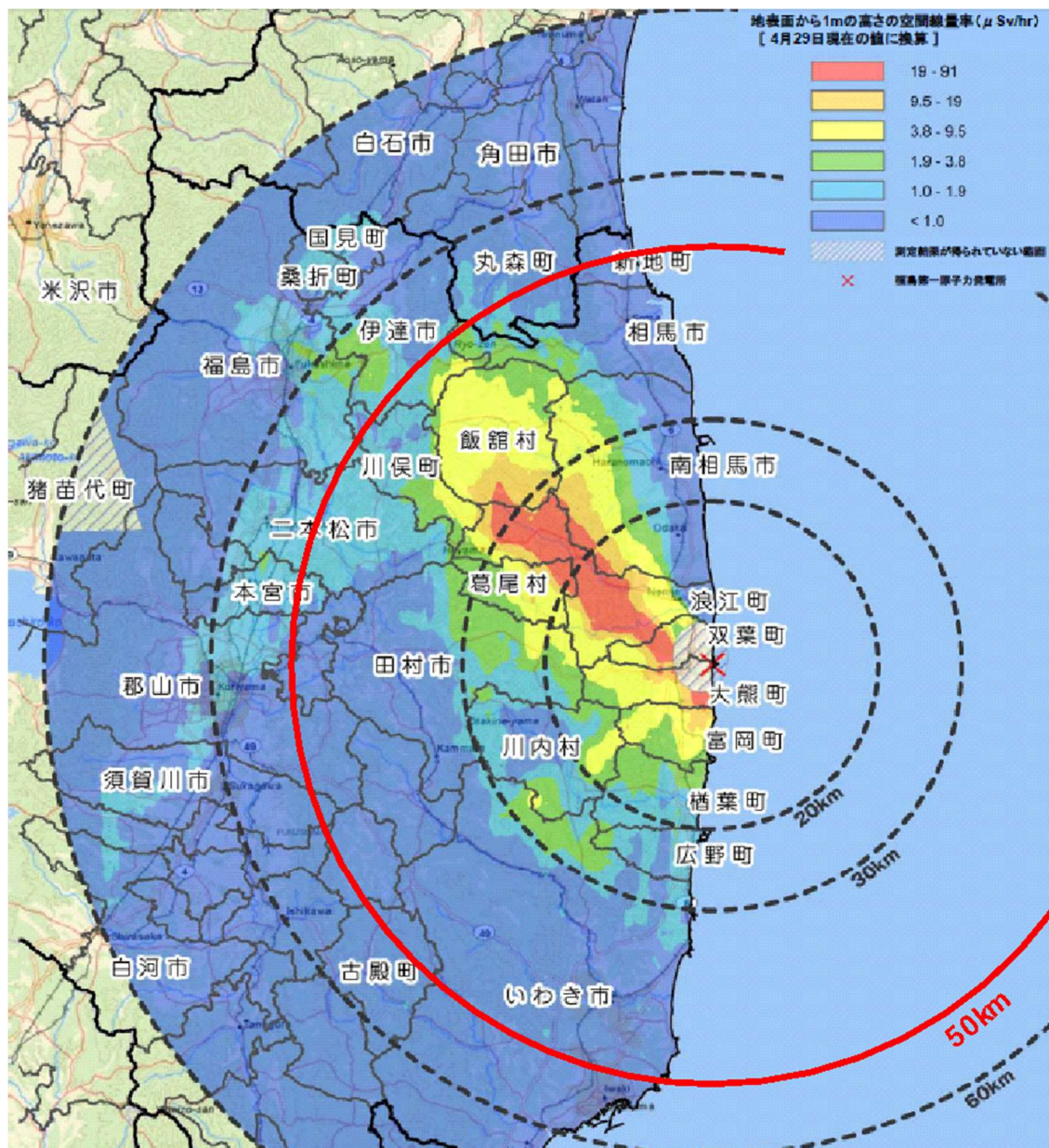
第5節 被害想定及び防災対策を実施する地域等

1. 福島市等の被害状況

平成 23 年 3 月の東京電力(株)福島第一原子力発電所（以下「福島第一原発」という。）の事故において、福島第一原発から約 50km～90km に位置する福島市では、空間線量率の上昇が観測されるとともに、表土の除去作業等の除染活動や学校をはじめとする教育施設での屋外活動制限等が実施されるなど、多大な影響を受けた。

さらに、福島市内の農水産物については、事故後に出荷制限等の指示が出され、野菜類の一部、原乳等は事故後数か月で規制は解除されたが、事故から 1 年半近くを経過した時点（平成 24 年 8 月 24 日現在）でも、米、果実の一部、きのこ類、山菜の一部の品目については、引き続き規制対象となっていた。

また、放射性物質の拡散は、同心円状ではなく、気象条件に大きく依存するものであり、福島第一原発から約 30 km～50km に位置する飯舘村においては、事故後、国から全村域が計画的避難区域に指定され、ほぼ全村民が村外への避難を余儀なくされた。（下図参照）



出典：文部科学省及び米国エネルギー省航空機による航空機モニタリングの測定結果について
(平成 23 年 5 月 6 日：文部科学省公表)

図 福島第一原発事故後の航空機モニタリングによる空間線量率の分布

2. 被害想定

1 に記載した状況や前節「札幌市の地域特性」を踏まえ、本計画の前提とする被害想定は、福島市が受けた放射性物質による汚染規模を基本としつつ、最大被害規模として、泊発電所から約 50 km 以内の市域においては、飯舘村が受けた放射性物質による汚染規模とする。

3. 防災対策を実施する地域

札幌市は、上記 2 の被害想定を踏まえ、市全域を本計画による防災対策の実施対象地域とし、必要な措置を講じる。

なお、国の原子力災害対策指針においては、原子力災害対策重点区域について、以下のとおり定めている。

- ・ 予防的防護措置を準備する区域（P A Z :Precautionary Action Zone）

P A Z とは、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、E A L に応じて、即時避難を実施する等、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域のことを指す。P A Z の具体的な範囲については、国際原子力機関（以下、「I A E A」という。）の国際基準において、P A Z の最大半径を原子力施設から3～5 k mの間で設定すること（5 k mを推奨）とされていること等を踏まえ、「原子力施設から概ね半径5 k m」を目安とする。

- ・ 緊急時防護措置を準備する区域（U P Z :Urgent Protective Action Planning Zone）

U P Z とは、確率的影響のリスクを最小限に抑えるため、E A L、O I Lに基づき、緊急時防護措置を準備する区域である。U P Z の具体的な範囲については、I A E A の国際基準において、U P Z の最大半径は原子力施設から5～30 k mの間で設定されていること等を踏まえ、「原子力施設から概ね30 k m」を目安とする。

また、国の原子力災害対策指針が示す、原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等については別添1、防護措置実施のフローの例については別添2、E A Lについては別添3、O I Lについては別添4のとおり（いずれも抜粋）である。

注）本計画において使用する原子力災害対策指針で定める緊急事態区分と原災法等の用語に係る対応は、以下のとおりである。

緊急事態区分	原災法等の用語
警戒事態	警戒事象
施設敷地緊急事態	特定事象（原災法第10条）
全面緊急事態	原子力緊急事態または原子力緊急事態宣言（原災法第15条）

4. 関係自治体からの避難者の受け入れ

札幌市は、泊発電所周辺の自治体（以下「関係自治体」という。）が、それぞれの区域を越える避難が必要となる場合には、当該関係自治体及び北海道との調整を踏まえつつ、札幌市の避難所を提供し、避難者を受け入れる必要性がある。

本計画では、関係自治体の避難者受け入れのための体制整備、業務等についても定める。

5. 地震等との複合災害

福島第一原発の事故状況を踏まえ、原子力災害対策は、地震等との複合災害を念頭に検討しておく必要がある。

本計画は、原子力災害への対応を基本に記載するものであり、複合災害の対応にあたっては、迅速かつ効果的な対応のため、本計画と地震災害対策編などの防災計画を、災害の状況に応じて適切かつ柔軟に運用することにより、各種防災対策の実効性を最大限に確保する。

また、別途定める情報の収集、連絡体制、環境放射線モニタリング及び避難者の受け入れ等に関する実施計画または実施要領等についても、複合災害への対応を十分に留意して作成する。

第6節 札幌市、防災関係機関・団体の事務または業務の大綱

札幌市及び次に掲げる防災関係機関・団体は、法令、防災業務計画、応援協定等に基づき連携協力を図りながら、総力をもって災害対策にあたる。

表 札幌市、防災関係機関・団体の事務または業務の大綱

機 関	主な事務または業務
札幌市	(1) 原子力防災に関する知識の普及及び啓発に関すること。 (2) 原子力防災業務に携わる者（以下「防災業務関係者」という。）に対する研修に関すること。 (3) 原子力防災訓練の実施に関すること。 (4) 通信連絡設備の整備に関すること。 (5) 環境放射線モニタリング設備・機器等の整備に関すること。 (6) 防災資機材の整備に関すること。 (7) 防災対策資料の整備に関すること。 (8) 事故状況等の把握及び通報連絡に関すること。 (9) 災害対策本部の設置に関すること。 (10) 緊急時環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）の実施に関すること。 (11) 市民に対する広報及び指示伝達に関すること。 (12) 市民の屋内退避、一時移転及び立入制限並びに飲食物の摂取制限等に関すること。 (13) 緊急輸送及び必需物資の調達に関すること。 (14) 放射性物質に汚染された物質の除去に関すること。 (15) 各種制限措置の解除に関すること。 (16) 損害賠償の請求等に必要な資料の整備に関すること。 (17) 関係自治体からの避難者受け入れに関すること。
(教育委員会)	(1) 放射線等に係る児童・生徒への知識の普及及び安全の確保に関すること。 (2) 退避等に係る市立学校施設の使用に関すること。
(消防機関)	(1) 市民に対する広報及び退避等の誘導に関すること。 (2) 傷病者の救急搬送に関すること。 (3) 防護対策を講ずべき区域の消防対策に関すること。
北海道電力株式会社	(1) 泊発電所の防災体制の整備に関すること。 (2) 泊発電所の災害予防に関すること。 (3) 災害状況等の把握及び情報の提供に関すること。 (4) 従業員等に対する防災に関する教育訓練に関すること。 (5) 泊発電所施設内の応急対策に関すること。 (6) 防災関係機関が実施する防災対策に対する協力に

		関すること。 (7) 汚染の除去等に関すること。 (8) 災害復旧に関すること。
	陸上自衛隊第11旅団第18普通科連隊	災害派遣要請に基づく救援の実施に関すること（自衛隊法に基づく自主派遣を含む）。
	北海道	(1) 事故状況等の把握及び通報連絡に関すること。 (2) 広域避難に関すること。 (3) 自衛隊の災害派遣要請に関すること。 (4) 市民に対する広報及び指示伝達に関すること。 (5) 飲食物の摂取制限等に関すること。 (6) 各種制限措置の解除に関すること。 (7) 原子力防災対策に対する助言に関すること。
	北海道警察本部	(1) 市民に対する広報及び退避等の誘導に関すること。 (2) 立入禁止等の制限措置及び解除に関すること。 (3) 防護対策を講ずべき区域及びその周辺地域の警備並びに交通規制に関すること。
指定 地方 行政 機関	北海道開発局札幌開発建設部	国道の通行確保に関すること。
	北海道財務局	(1) 災害融資に関すること。 (2) 金融機関に対する緊急措置等の指示に関すること。
	北海道農政事務所	(1) 応急用食料の調達・供給対策に関すること。 (2) 食品安全対策に関すること。
	北海道森林管理局	国有林野の山地災害対策に関すること。
	北海道経済産業局	被災中小企業等に対する支援、生活必需品の監視等に関すること。
	北海道運輸局札幌運輸支局	陸上輸送確保の連絡調整に関すること。
	東京航空局丘珠空港事務所	災害時における航空機輸送の連絡調整に関すること。
	札幌管区气象台	(1) 気象状況等の把握及び通報連絡に関すること。 (2) 緊急時モニタリングに対する協力に関すること。
	北海道総合通信局	(1) 通信の確保に関する指導及び非常通信の訓練・運用・管理を行うこと。 (2) 北海道地方非常通信協議会の運営に関すること。
	北海道管区行政評価局	(1) 被災者への生活支援情報の提供、被災者からの相談に対応する特別行政相談所の開設及び専用電話を備えた相談窓口の開設といった特別行政相談活動に関すること。
指定 公共 機関	札幌中央労働基準監督署	(1) 労働者の被ばく管理の監督指導に関すること。 (2) 労働災害調査及び労働者の労災補償に関すること。
	日本郵便株式会社北海道支社	(1) 郵便輸送の確保及び郵便業務運営の確保に関すること。 (2) 郵便の非常取扱に関すること。
	北海道旅客鉄道株式会社	救助物資及び避難者の輸送に対する協力に関すること。
	N T T 東日本株式会社北海道事業部	電気通信の確保に関すること。

	株式会社N T T ドコモ北海道支社	移動電気通信の確保に関すること。
	K D D I 株式会社 ソフトバンク株式会社 楽天モバイル株式会社	電気通信及び移動電気通信の確保に関すること。
	日本赤十字社北海道支部	(1) 医療救護及びこころのケアに関すること。 (2) 災害義援金募集委員会の運営を行うこと。
	東日本高速道路株式会社北海道支社	災害時の輸送路の確保に関すること。
	日本放送協会札幌放送局	(1) 原子力防災に係る知識の普及に関すること。 (2) 災害情報及び各種指示等の伝達に関すること。
	日本通運株式会社札幌支店	災害時における救援物資の緊急輸送等の支援に関すること。
指定 地方 公共 機関	北海道放送株式会社 札幌テレビ放送株式会社 北海道テレビ放送株式会社 北海道文化放送株式会社 株式会社テレビ北海道 株式会社エフエム北海道 株式会社FM NORTH WAVE 株式会社STVラジオ	(1) 原子力防災に係る知識の普及に関すること。 (2) 災害情報及び各種指示等の伝達に関すること。
	一般社団法人札幌市医師会	医療救護に関すること。
	一般社団法人札幌薬剤師会	薬剤及び医薬品の供給に関すること。
	公益社団法人北海道獣医師会石狩支部	飼養動物の対応に関すること。
	一般社団法人札幌地区トラック協会	災害時における救急物資及び災害対策用資機材等の緊急輸送に関すること。
	一般社団法人北海道警備業協会	災害時における交通誘導業務及び避難所の警備等に関すること。

第7節 市民・企業の役割

原子力災害が発生した場合において、市内各地域での屋内退避等、被ばくの低減・最小化のための具体的な防護対策を円滑に実施するにあたっては、札幌市及び防災関係機関・団体による対応だけでは十分な対策が講じられるとは限らない。このため、市民や企業には、国や事業者、北海道、札幌市などが発信する各種情報を正確に受け止め、それに基づき冷静かつ適切に行動することが求められるとともに、他の災害と同様、地域における自主防災組織、町内会、その他の団体の協力が欠かせないものとなる。

また、放射線による被ばくや汚染の程度を直ちに把握することができないことから、直接的な被害が生じていないにもかかわらず、社会的な混乱や風評等といった間接的な被害が生じることも想定される。

防護対策時における適切な行動や風評被害の低減・最小化の観点から、市民や企業にあつては、平素から原子力防災に関する正しい知識の習得に努めることが求められる。

第 2 章 原子力災害事前対策

第1節 原子力災害事前対策の基本方針

本章は、原災法及び災対法に基づき実施する原子力災害の事前対策を中心に定めるものである。

第2節 情報の収集・連絡体制等の整備

市は、国、道、関係自治体、原子力事業者、その他防災関係機関と原子力防災体制に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制等を整備する。

1. 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 市と防災関係機関相互の連携体制の確保

市は、原子力災害に対し万全を期すため、国、道、原子力事業者、その他防災関係機関との間において確実な情報の収集・連絡体制の構築を図るとともに、これらの防災拠点間における情報通信のためのネットワークを強化する。

その際、夜間・休日等においても対応できるよう、次の内容を定め、防災関係機関等に周知する。

- ・道からの連絡を受信する窓口（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段や連絡先を含む。）
- ・防護対策に関係する社会的状況把握のための情報収集先
- ・防護対策の決定者への連絡方法（報告内容、通信手段、通常的意思決定者が不在の場合の代替者（優先順位つき）を含む。）
- ・防災関係機関への指示連絡先（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段（衛星電話等非常用通信機器等）や連絡先を含む。）

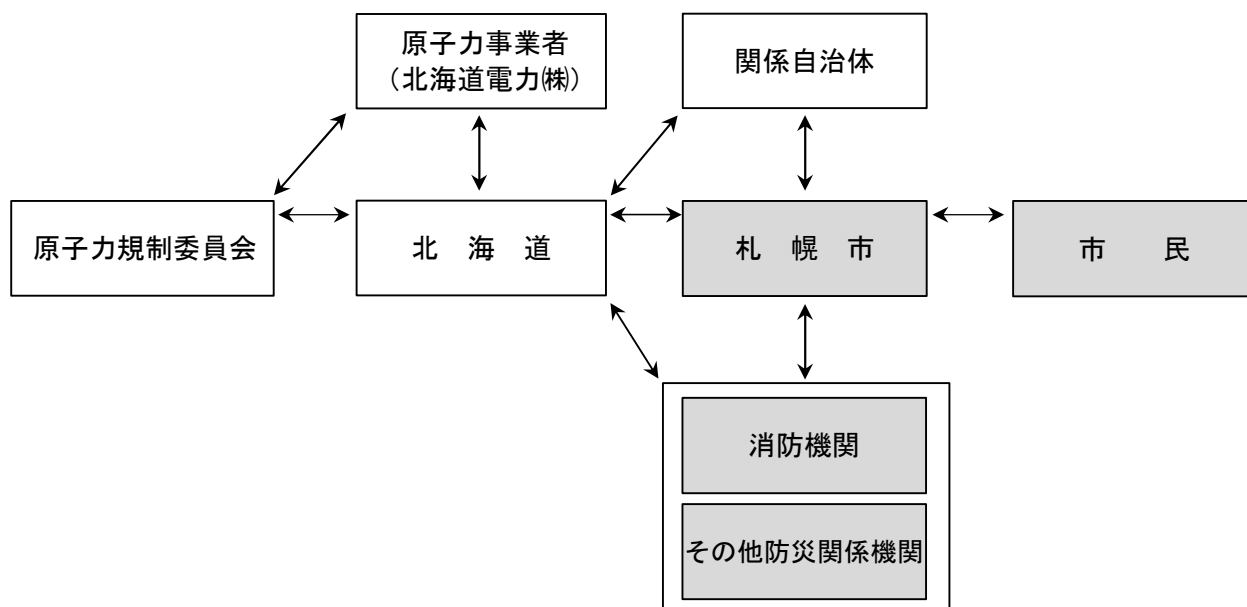


図 市と防災関係機関相互の連携体制

（２）機動的な情報収集体制

市は、機動的な情報収集活動を行うため、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制を整備する。

（３）情報の収集・連絡にあたる要員の指定

市は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、発災現場の状況等について、必要に応じて、情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなどの体制を整備する。

（４）北海道地方非常通信協議会との連携

市は、北海道地方非常通信協議会と連携し、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等緊急時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。

（５）移動通信系の活用体制

市は、防災関係機関と連携し、移動系防災行政無線、携帯電話等による移動通信系の活用体制を整備する。

2. 情報の分析・整理

（１）人材の育成・確保及び専門家の活用体制

市は、収集した情報を的確に分析・整理するための人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう必要な体制を整備する。

（２）原子力防災関連情報の収集・蓄積

市は、平常時より原子力防災関連情報の収集・蓄積に努める。

（３）防災対策上必要とされる資料

市は、応急対策の的確な実施に資するため、以下の資料を適切に整備し、定期的に更新するとともに、災害対策本部設置予定施設に備え付ける。

＜整備を行うべき資料＞

①原子力事業所に関する資料

- ・原子力事業者防災業務計画
- ・原子力事業所の施設の配置図

②社会環境に関する資料

- ・周辺地図
- ・周辺地域の人口、世帯数（原子力事業所との距離別、方位別、要配慮者（高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦、傷病者、入院患者等をいう。以下同じ。）の概要、統計的な観光客数など季節的な人口移動に関する資料を含む。）
- ・周辺一般道路、高速道路、林道、農道、鉄道、ヘリポート及び空港等交通手段に関する資料（道路の幅員、路面状況、交通状況、各種時刻表、滑走路の長さ等の情報を含む。）
- ・避難所に関する資料

- ③放射性物質及び放射線の影響予測に関する資料
 - ・周辺地域の気象資料
 - ・線量推定計算に関する資料
 - ・平常時環境放射線モニタリング資料
 - ・周辺地域の水源地、飲料水供給施設状況等に関する資料
 - ・農林畜水産物の生産及び出荷状況
- ④防護資機材等に関する資料
 - ・防護資機材の備蓄・配備状況
 - ・安定ヨウ素剤等医療活動用資機材の備蓄・配備状況
- ⑤緊急事態発生時の連絡体制に関する資料
 - ・状況確認及び対策指示のための防災関係機関の連絡体制表

3. 受信情報に基づく意思決定プロセス等の整理

市は、道及び関係自治体から情報を受信した場合に、迅速に市としての判断が行えるよう、あらかじめ防護対策等に関する意思決定プロセスや判断基準等を整理する。

4. 通信手段・経路の多様化

市は、原子力防災対策を円滑に実施するため、防災関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、あらかじめ緊急時連絡網に伴う諸設備等を整備する。その際、複合災害時を念頭に通信がつながりにくい状態になることや停電等への対策に十分留意しておく。

第3節 緊急事態応急体制の整備

市は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、以下に掲げる緊急事態応急体制に係る事項について検討するとともに、あらかじめ必要な体制を整備する。

また、検討結果等については、「第3章 緊急事態応急対策」に反映させる。

1. 警戒配備

市は、施設敷地緊急事態（原災法第10条第1項前段の規定により通報を行うべき事象）、警戒事態（施設敷地緊急事態に至る可能性がある事故・故障またはこれに準ずる事故・故障等）または情報収集事態の通報の連絡があった場合、速やかに警戒配備を行うための職員の非常参集、情報の収集・連絡が行えるよう必要な体制を整備する。

また、災害対応に備えたマニュアル等の作成など必要な体制を整備する。

2. 災害対策本部

市は、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合等に、市長を本部長とする災害対策本部を迅速・的確に設置・運営するため、災害対策本部の設置場所、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の参集配備体制、本部運営に必要な資機材の調達方法等についてあらかじめ定めておく。

また、市は、迅速な防護対策の実施が必要となった場合に備え、防護対策の指示を行うための体制についてあらかじめ定めておくものとする。この際、意思決定については、判断の遅滞がないよう、意思決定者への情報の連絡及び指示のための情報伝達方法と、意思決定者不在時の代理者をあらかじめ取り決めておくものとする。

3. 防災関係機関相互の連携体制

市は、平常時から各防災関係機関と原子力防災体制につき相互に情報交換し、それぞれの役割分担をあらかじめ定め、相互の連携体制の強化に努める。

4. 消防の相互応援体制

市は、消防の応援について、北海道広域消防相互応援協定に基づき、消防機関相互の活動が円滑に行われるよう、消防相互の応援体制の整備に努める。

5. 広域的な応援協力体制等

市は、緊急時に必要な装備、資機材、人員等に関する広域的な応援について、関係自治体との間の応援協定締結の促進を図る。

6. 自衛隊派遣要請体制

市は、知事に対し自衛隊への派遣要請を迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡及び受入体制の整備等必要な準備を整える。

7. 専門家の派遣要請手続き

市は、必要に応じて、防災関係機関に対し専門的知識を有する職員の派遣を要請するための手続きをあらかじめ定めておく。

8. 環境放射線モニタリング等の体制

市は、平常時の放射線状況の把握と、緊急時の迅速な情報の収集を目的として、環境放射線モニタリング等を実施するため、組織体制及び設備・機器等を整備する。

- ・「札幌市地域防災計画 原子力災害対策編」に基づく環境放射線モニタリング実施要領（大気等）
- ・「札幌市地域防災計画 原子力災害対策編」に基づく緊急時における食品等の放射線モニタリング実施要領（食品）
- ・札幌市地域防災計画に係る緊急時の学校給食の放射性物質モニタリングについて（学校給食食材）
- ・緊急時の水道水の放射性物質モニタリング体制（水道水）
- ・下水汚泥焼却灰等の放射線モニタリング実施要領（下水汚泥焼却灰等）
- ・原子力災害時緊急モニタリング（焼却灰等）

第4節 屋内退避等に係る体制の整備

市は、以下に掲げる、原子力災害時における屋内退避等の市民への防護対策に係る事項について検討するとともに、あらかじめ必要な体制を整備する。

また、検討結果等については、「第3章 緊急事態応急対策」に反映させる。

1. 判断基準の整備

市は、屋内退避等の市民への防護対策の実施に係る判断基準を整備する。判断の基準としては、国からの市に対する指示等による場合のほか、線量率や環境媒体中の放射性物質の濃度など、環境において計測可能な判断基準（O I L：別添4）等についても考慮する。

2. 対象者等の把握

市は、屋内退避等の防護対策を行った場合において、対象者など、実施状況を的確に確認するための体制を整備する。特に、対象者の人数、連絡方法のほか、要配慮者等の対策の実施に特別な配慮が必要な対象者について、重点的に把握に努めるものとする。

3. 屋内退避

市は、国及び道の協力のもと、屋内退避計画の作成及び屋内退避の実施に必要な情報伝達方法、実施状況を確認する方法等、必要な体制の整備に努める。

4. 一時移転

（1）一時移転の事前検討

市は、泊発電所から約 50 km以内の市域が、一時移転区域に指定されたことを想定し、対象者の把握や、速やかな一時移転の実施に必要な項目について整理する。

（2）避難所の整備

一時移転における市民の避難者の収容施設は、「札幌市地域防災計画（地震災害対策編）」による避難所とする。

なお、避難所として指定した建物については、衛生管理等の避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。

（3）避難所運営体制の整備

市は、避難所の設置に際し、食料、水、毛布など必需品の供給、仮設トイレ設置などの避難環境の整備、物資の受け入れ体制の確立、避難者による自主運営組織の立ち上げを行うための体制を整備する。

また、長期的な避難が必要な場合においては、町内会等による自主管理・運営を行うための体制の整備に努める。

なお、避難所の運営にあたっては、男女のニーズの違いなど男女双方の視点に配慮した運営に努める。

5. 要配慮者への対応体制の確保

市は、屋内退避及び一時移転の実施にあたり、要配慮者に配慮しつつ、防災関係機関との協力により体制の整備を行う。

（1）要配慮者に対する情報伝達

市は、原子力災害の特殊性にかんがみ、要配慮者及び一時滞在者に対し災害情報を迅速かつ滞りなく伝達する体制を整備する。

(2) 要配慮者に対する支援体制の整備

市は、一時移転の実施にあたり、要配慮者及び一時滞在者の避難誘導や安否確認を行うため、市民、自主防災組織等の協力を得ながら、避難誘導や搬送・受け入れ体制を整備する。特に、放射線の影響を受けやすい乳幼児等については十分配慮する。

(3) 学校等施設の体制の整備

学校等施設は、原子力災害時における園児、児童、生徒及び学生（以下、「生徒等」という。）の安全を確保するため、屋内退避の方法、安全に帰宅させるための方法、保護者への引き渡し方法等について検討しておくものとする。

(4) 病院等医療機関の体制の整備

病院等医療機関は、患者の安全を確保するため、通院患者を安全に帰宅させるための方法、入院患者等の屋内退避の方法について検討しておくものとする。

(5) 社会福祉施設の体制の整備

社会福祉施設は、利用者の安全を確保するため、通所者を安全に帰宅させるための方法、入所者等の屋内退避の方法について検討しておくものとする。

6. 市民の屋内退避等の確認体制の整備

市は、屋内退避等の指示を行った場合において、市民の屋内退避等の状況を的確に把握するための体制をあらかじめ整備する。

なお、避難状況の確実な把握に向けて、市が指定した避難所以外に避難をする場合があることに留意する。

7. 感染症対策

新型コロナウイルス感染症などの感染症の流行下において原子力災害が発生した場合には、必要に応じて感染症対策を講じながら防護措置を実施する。放射性物質による被ばくを避けるため、屋内退避の指示が出ている間は原則換気をしないことに留意する。

避難先においては、「札幌市避難所運営マニュアル」等を踏まえた感染症対策を講ずる。

第5節 防護資機材等の整備

1. 医療活動用資機材の整備

市は、放射線測定資機材、応急措置の実施に必要な救急・救助用資機材等の整備に努める。

2. 防災業務関係者の安全確保のための資機材の整備

市は、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のため、必要な資機材をあらかじめ整備する。

3. 物資の調達・供給体制の整備

市は、備蓄を行うにあたって、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄及び避難所の位置を勘案した分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど体制を整備する。

4. 安定ヨウ素剤の備蓄

市は、安定ヨウ素剤に係る、備蓄・搬送等についての体制を整備する。

5. 除染用資機材の整備

市は、除染用資機材の整備に努める。

第6節 市民への的確な情報伝達体制の整備

1. 情報項目の整理

市は、施設敷地緊急事態、警戒事態または情報収集事態発生後の経過に応じて市民に提供すべき情報について、わかりやすい例文を準備するなど、具体的な内容を整理しておく。

2. 情報伝達手段の整備

市は、情報伝達体制を確保するとともに、的確な情報を常に伝達できるよう、防災行政無線、広報車両、携帯電話への災害情報配信の導入などについて整備する。

3. 市民相談窓口の準備

市は、市民からの問い合わせに対応する災害時コールセンターや市民相談窓口の設置等について、あらかじめその方法、体制等について定めておく。

4. 情報伝達困難者に対する情報伝達体制の整備

市は、原子力災害の特殊性にかんがみ、外国人、聴覚障がい者、視覚障がい者等の情報伝達困難者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、市民、自主防災組織、防災関係機関等の協力を得ながら、情報伝達体制を整備する。

5. 報道機関等の活用

市は、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関のほか、コミュニティ放送局、インターネット上の情報、広報用電光掲示板、有線放送、ケーブルテレビ、携帯端末の緊急速報メール機能、ワンセグ放送の活用等の多様なメディアの活用体制を整備する。

第7節 関係自治体からの避難者の受け入れ・支援体制の整備

道計画では、「本部長は、避難等の防護対策区域内の住民等が旅館またはホテル等へ避難するまでの間、一時滞在場所が必要であると認める場合は、周辺市町村長に対し、災対法第72条第1項の規定に基づき、一時滞在場所の設置、避難者の受け入れを要請するものとする。」とされている。

市は、関係自治体からの避難者の受け入れ先となる必要があることから、本節では、市としてあらかじめ準備が必要となる事項を定める。

1. 避難対象者等の把握

市は、道及び関係自治体と協議の上、受け入れの対象となる避難者の規模・属性等について、あらかじめ把握しておく。

2. 市の対応資源の確認

関係自治体の避難者の収容施設は、「札幌市地域防災計画（地震災害対策編）」による避難所とし、候補施設の収容力、平時の利用状況等についてあらかじめ把握しておく。

また、道及び関係自治体と協議の上、避難者の受け入れに際して提供可能な市の対応資源を確認する。

3. 受入計画の作成

市は、関係自治体からの避難者の受け入れを行う際に市が実施する活動について、道及び関係自治体との間で役割分担を協議し、体制・方法等を具体的に定めた受入計画を作成する。

- ・原子力災害時における避難者受け入れに関するマニュアル

4. 支援計画の作成

市は、一時滞在場所へ受け入れを行った後に市が実施する活動について、道及び関係自治体との間で役割分担を協議し、体制・方法等を具体的に定めた支援計画を作成する。

5. 積雪期の対応

積雪期において、避難等を円滑に行うための道路除排雪の実施に係る具体的な行動計画等については、「札幌市地域防災計画（雪害対策編）」及び「大雪時の対応指針」によるものとする。

第8節 除染体制の整備

市は、除染等に必要となる資機材及び要員の確保に係る手続き等、市内の除染計画策定時に必要となる項目を整理しておく。

第9節 原子力防災に関する市民に対する知識の普及と啓発

1. 市民に対する普及啓発

市は、市民に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため次に掲げる事項について広報活動を実施する。

- ・放射性物質及び放射線の特性に関すること
- ・原子力施設の概要に関すること
- ・原子力災害とその特性に関すること
- ・放射線による人体への影響及び放射線防護に関すること
- ・緊急時に市等が講じる対策の内容に関すること
- ・避難所に関すること
- ・要配慮者への支援に関すること。
- ・緊急時にとるべき行動に関すること

2. 教育機関における普及啓発

教育機関においては、原子力防災に関する教育の充実に努める。

3. 要配慮者への配慮

市は、原子力防災に関する知識の普及と啓発に際して、要配慮者に十分配慮することにより、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。

第10節 防災業務関係者に対する研修

市は、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、防災業務関係者に対し、国、指定公共機関等の実施する原子力防災に関する研修を積極的に活用する。

また、防災関係機関と連携して、以下に掲げる事項等について、原子力防災業務関係者に対する研修を必要に応じ実施するとともに、研修成果を訓練等において具体的に確認し、緊急時モニタリングなど原子力災害対策の特殊性を踏まえ、研修内容の充実に努める。

- ・原子力防災体制及び組織に関すること
- ・原子力施設の概要に関すること
- ・原子力災害とその特性に関すること
- ・放射線による人体への影響及び放射線防護に関すること
- ・モニタリング実施方法及び機器に関すること
- ・原子力防災対策上の諸設備に関すること
- ・緊急時に市等が講じる対策の内容に関すること
- ・緊急時に市民がとるべき行動及び留意事項に関すること
- ・その他緊急時対応に関すること

第11節 防災訓練の実施

市は、国、道及び原子力事業者等防災関係機関と連携し、防災活動の要素ごと、または各要素を組み合わせた訓練を定期的の実施する。

また、市は、訓練終了後、訓練の評価を実施し、改善点を明らかにし、緊急時のマニュアルの作成、改訂に活用する等原子力防災体制の改善に取り組む。

第 3 章 緊急事態応急対策

第1節 緊急事態応急対策の基本方針

本章は、施設敷地緊急事態、警戒事態または情報収集事態の通報の連絡があった場合の対応及び原災法第 15 条に基づき原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策を中心に示したものであるが、これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応する。

第2節 応急対策業務の体系

原子力災害発生時の応急対策業務の体系は以下のとおり。

表 応急対策業務の体系

体制	業務開始項目	掲載箇所
警戒 配備	情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保	第 3 節
	警戒配備	第 4 節 1
	緊急時モニタリング等の実施	第 5 節
	市民への的確な情報伝達活動	第 10 節 1 ～ 4
災害 対策 本部	災害対策本部設置	第 4 節 1
	活動体制の確立	第 4 節 2 ～ 7
	屋内退避等の防護対策の実施	第 6 節
	社会的混乱の防止	第 7 節
	飲料水・飲食物の摂取制限等の実施	第 8 節
	交通の確保	第 9 節
	災害時広聴活動	第 10 節 5
	関係自治体からの避難者の受け入れ・支援	第 11 節

第3節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

1. 施設敷地緊急事態発生情報等の連絡

①北海道地域防災計画では、「原子力事業者の原子力防災管理者は、施設敷地緊急事態に該当する事象発生後又は発見の通報を受けた場合、直ちに、所定の様式（原災法施行規則に定める「第 10 条通報」様式）により国、北海道、関係町村、北海道警察本部、岩内警察署、小樽海上保安部、岩内・寿都地方消防組合消防本部、羊蹄山ろく消防組合消防本部及び北後志消防組合消防本部等に対し、通報するものとする。」、また、「原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、原子力緊急事態が発生しているか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報等について北海道、関係町村及び北海道警察本部及び公衆に連絡するものとする。また、原子力規制委員会は、関係する市町村に対して、次のとおり

要請する。

- ・ P A Z 内の町村に対しては、施設敷地緊急事態要避難者の避難実施、施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うこと。
- ・ U P Z 内の町村に対しては、屋内退避の準備を行うこと。
- ・ U P Z 外の市町村に対しては、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ及び施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力すること。」とされている。

②市は、北海道から通報・連絡を受けた事項について、必要に応じて関係部局に連絡する。

2. 応急対策活動情報の連絡

①道計画では、「原子力防災管理者は、道をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、関係町村、北海道警察本部、岩内警察署、小樽海上保安部、岩内・寿都地方消防組合消防本部、羊蹄山ろく消防組合消防本部、北後志消防組合消防本部等に施設の状況、原子力事業者の応急対策活動の状況及び事故対策本部設置の状況、被害の状況等を定期的に文書をもって連絡するものとし、さらに、関係省庁事故対策連絡会議及び現地事故対策連絡会議に連絡する」とされている。

②市は、道を通じて原子力規制委員会（原子力防災専門官を含む）から情報を得るとともに、自ら行う応急対策活動状況等を随時連絡するなど、相互の連絡を密にする。

③市は、指定地方公共機関との間において、道を通じて原子力事業者及び国から通報・連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、連絡を密にする。

④市及び道は、各々が行う応急対策活動の状況等について相互の連絡を密にする。

⑤市は、防災関係機関とともに各種被害情報の収集に努め、必要な措置を講じる。

3. 放射性物質または放射線の影響の早期把握のための活動

市は、緊急時モニタリングにより、屋内退避、一時移転、飲食物の摂取制限等各種防護対策に必要なモニタリング情報の迅速な把握に努める。

4. 一般回線が使用できない場合の対処

地震等の影響に伴い、一般回線が使用できない場合は、衛星通信回線並びに防災行政無線等を活用し、情報収集・連絡を行う。

第4節 活動体制の確立

1. 災害対策本部等

市は、施設敷地緊急事態、警戒事態または情報収集事態の通報の連絡があった場合及び内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合などには、以下の活動体制をとり、あらかじめ定めたマニュアル等に基づいて、迅速な災害対応を行う。

表 活動体制

区分	配備の基準	配備体制
警戒配備	1 泊村において震度5弱または震度5強の地震の発生通報を受けた場合 (情報収集事態)	危機管理局及び総務局の所要職員参集
	2 警戒事態または施設敷地緊急事態の発生通報を受けた場合	危機管理局、総務局、保健福祉局、子ども未来局、環境局、下水道河川局、水道局、消防局、区及び教育委員会事務局の所要職員参集
災害対策本部	1 内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合（全面緊急事態） 2 市長が総合的な原子力災害対策を実施する必要があると認める場合	全職員参集

2. 消防の相互応援

市は、必要な場合、消防の応援について、北海道広域消防相互応援協定に基づいて対応する。

3. 広域的な応援協力等

市は、緊急時に必要な装備、資機材、人員等に関する広域的な応援について、必要な場合、あらかじめ定めた関係市町村との間の応援協定に基づいて、応援の要請を行う。

4. 自衛隊の派遣要請

市は、必要な場合、あらかじめ取り決めた要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法に基づき、知事に対し、自衛隊の派遣要請を行う。

5. 専門家の派遣要請

市は、必要な場合、あらかじめ定めた手続きに基づき、防災関係機関に対し事態の把握のために専門的知識を有する職員の派遣を要請する。

6. 防災業務関係者の安全確保

市は、応急対策に係る防災業務関係者の安全確保を図る。

（１）防災業務関係者の安全確保方針

市は、防災業務関係者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、災害対策本部及び現場指揮者との連携を密にし、適切な被ばく管理を行うとともに、災害特有の異常心理下での活動において冷静な判断と行動が取れるように配慮する。

また、二次災害発生の防止に万全を期するため、被ばくする可能性のある環境下で作業する場合の防災業務従事者相互の安全チェック体制を整えるなど安全管理に配慮する。

（２）防護対策

災害対策本部長は、必要に応じその管轄する防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の配備等必要な措置を図るよう指示する。

また、市は、防災関係機関に対して、必要に応じ、防護服、防護マスク、線量計及び安定ヨウ素剤等の防護資機材の調達の協力を要請する。

（３）防災業務関係者の放射線防護

防災業務関係者の放射線防護については、あらかじめ定めた緊急時の防災関係者の放射線防護に係る基準に基づき、以下のとおり行う。

- ① 市は、災害対策本部に、市の防災業務関係者の被ばく管理を担う班を置く。
- ② 市の放射線防護を担う班は、必要に応じ、防災関係機関に対し除染等の医療措置を要請する。
- ③ 市は、応急対策活動を行う市の防災業務関係者の安全確保のための資機材を確保する。
- ④ 市は、応急対策を行う職員等の安全確保のため、防災関係機関と相互に密接な情報交換を行う。

7. 積雪期の対応

冬季に災害が発生した場合、道路上の積雪によって交通が混乱し、救助や物資の輸送などの応急対策に大きな障害となることが予想されることから、札幌市地域防災計画（雪害対策編）に基づき、優先的に除雪を行う緊急除雪路線を選定し、災害発生時に効率的に緊急車両等の通行を確保する。

第5節 緊急時モニタリング等の実施

1. 緊急時モニタリング等の実施

市は、警戒配備または災害対策本部体制をとった場合、あらかじめ定めた実施方法に基づき、緊急時モニタリングを実施する。

また、あらかじめ定めた実施方法に基づき、下水汚泥及び河川等の放射性物質測定を実施する。

緊急時モニタリング等は、国及び北海道の情報等を収集しながら、緊急事態のレベルに応じて段階的に行う。

表 緊急時モニタリング等の実施内容

警戒事態	施設敷地緊急事態	全面緊急事態
国・道から情報収集	国・道から情報収集	国・道から情報収集
緊急時モニタリング等の準備		
	大気（1回／日以上）等 学校給食食材（毎回） 水道水（2浄水場で毎日） 下水汚泥焼却灰等（1回／週） 焼却灰等（1回／月）	大気（3回／日以上）等 食品（5～6回／週） 学校給食食材（毎回） 水道水（全浄水場で毎日） 下水汚泥焼却灰等（1回／週） 焼却灰等（1回／月）

2. 緊急時モニタリング結果の報告

緊急時モニタリングの結果は、随時、災害対策本部長（警戒配備体制時においては危機管理部長）に報告する。また、災害対策本部長は、緊急時モニタリングの結果を、必要に応じて、道に対し報告する。

第6節 屋内退避等の防護対策の実施

1. 防護対策の決定

市は、あらかじめ定めた基準及び実施方法に基づき、屋内退避等の必要な防護対策を実施する。

2. 屋内退避の実施

（1）屋内退避の指示

市は、あらかじめ定めた判断基準に基づき屋内退避の実施を決定した場合、対象者への指示を行うとともに、適切な行動を取るために以下の情報を提供する。

- ・対象となる地域
- ・判断の根拠となった基準及び事故の状況
- ・今後の見通し
- ・実施上の留意点
- ・その他必要な情報

（2）状況の確認

市は、屋内退避の実施を決定した地域における市民の状況を把握するため、屋内退避の実施状況を確認するための手段を確保する。このために対象地域において要員が巡回を行う場合には、被ばくに対して十分に留意する。

また、屋内退避の対象とならない地域においても、市民や交通網等の混乱の発生など、社会的な状況の把握を行う。

3. 一時移転の実施

(1) 一時移転の指示

市は、あらかじめ定めた判断基準に基づき一時移転の実施を決定した場合、避難対象者への指示を行うとともに、以下の情報を提供し、避難を実施する。

- ・対象となる地域
- ・判断の根拠となった基準及び事故の状況
- ・避難先
- ・集合場所
- ・避難のための移動方法
- ・今後の見通し
- ・実施上の留意点
- ・その他必要な情報

(2) 状況の確認

市は、一時移転の実施状況を確認するため、個別訪問、避難所における確認等を行う。

(3) 避難所

市は、各種情報に基づいて適切な避難所を開設し、各避難所の適切な運営・管理を支援する。

この際、避難所へ正確な情報伝達を行うとともに、良好な生活環境の確保に留意する。

(4) 二次避難先の確保

市は、避難所生活の長期化を回避するため、市営住宅の空き部屋の供給や民間賃貸住宅の借り上げ等、避難者の生活基盤の確保に努める。

4. 要配慮者への配慮

(1) 要配慮者

市は、一時移転の実施にあたっては、防災関係機関と協力し、要配慮者及び一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分に配慮し、避難所での健康状態の把握等に努める。

また、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮する。

(2) 学校等施設

学校等施設は、生徒等の安全を確保するため、あらかじめ検討した内容に基づき、生徒等の屋内退避の実施、または、生徒等を安全に帰宅させる、保護者に引き渡すなどの必要な措置を講じる。

(3) 病院等医療機関

病院等医療機関は、患者の安全を確保するため、入院患者等の屋内退避の実施、通院患者を安全に帰宅させるなどの必要な措置を講じる。

(4) 社会福祉施設

社会福祉施設は、利用者の安全を確保するため、入所者等の屋内退避の実施、通所者を安全に帰宅させるなどの必要な措置を講じる。

5. 飲食物、生活必需品等の供給

(1) 生活必需品の供給・分配

被災者の生活維持のため必要な食料、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行う。

なお、必要な物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。

また、要配慮者や男女によるニーズの違い等に配慮する。

(2) 防災関係機関への要請

市は、供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には防災関係機関に物資の調達を要請する。

6. 安定ヨウ素剤の予防服用

(1) 安定ヨウ素剤の準備

市は、災害の状況に応じて、安定ヨウ素剤の予防服用が必要になった場合に備え、市の安定ヨウ素剤の備蓄状況を確認し、あらかじめ定めた方法により準備を行う。

(2) 安定ヨウ素剤の予防服用

市は、あらかじめ定めた判断基準に基づき、安定ヨウ素剤の予防服用の判断を行う。

7. 屋内退避等の解除

市は、国または道の指示を受けた場合及び対策の継続が不要と判断した場合、屋内退避等の指示の解除について防災関係機関及び市民に対して伝達し、必要な措置を講じる。

第7節 社会的混乱の防止

1. 自主避難への対策

市は、原子力災害が発生した際、市民及び一時滞在者に対して適切な行動を促すために必要な情報提供を行う。

また、市内において屋内退避等の防護対策の有無に関わらず、自主的な避難による道路の渋滞、公共交通機関への殺到等による交通網の混乱等の発生を防止するため、必要な措置を講じる。

2. 適切な流通の確保

市は、原子力災害が発生した際、生活に必要な物資等の適切な流通を確保するため、市内における買い占めや不当な値上げ等の混乱の発生がないかを把握し、必要と判断される場合には、適切な行動を促すための市民への情報提供や、流通業者等への要請等を行う。

第8節 飲食物の摂取制限及び出荷制限等の実施

1. 飲食物の摂取制限及び出荷制限等

市は、飲食物の検査を実施するとともに、原子力災害対策指針の指標（O I L：別添4）や食品衛生法（昭和22年法律第233号）上の基準値を踏まえた国及び道の指導・助言及び指示に基づき、飲食物の摂取制限及び出荷制限等及びこれらの解除を実施するものとする。

2. 放射性物質の影響の把握

市は、飲食物の摂取制限、食料品の出荷制限等の措置を的確に実施するために必要な放射性物質による影響の把握に努めるため、あらかじめ定めた体制及び方法に基づいて以下の測定を実施する。

- ・水道水中の放射性物質測定
- ・食品中の放射性物質測定
- ・学校給食に関する放射性物質測定

また、これらの測定結果は、必要に応じて、道等に報告するとともに、汚染が検出されない場合であっても、適切な行動を促すために市民へ迅速に周知を行う。

第9節 交通の確保

道計画では、「北海道警察本部は、交通規制に当たって、原子力災害合同対策協議会等において、道路管理者と相互に密接な連絡をとるものとする。」とされている。

市は、迅速な避難、緊急輸送及び市内の混乱を防止するため、北海道警察が行う道路規制等の実施に協力する。

第10節 市民への的確な情報伝達活動

1. 迅速・的確な情報提供

市は、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における市民の心理的動揺あるいは混乱をおさえるため、市民に対する情報提供を迅速かつ的確に行う。

また、市は、市民への情報提供にあたっては、情報の発信元を明確にするとともに、様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努める。さらに、情報の一元化を図るとともに、情報の空白時間がないよう、定期的な情報提供に努める。

2. 市民ニーズを踏まえた情報提供

市は、市民のニーズを十分把握し、次に掲げる内容について、適切に情報提供する。

- ・原子力災害の状況（事故状況、モニタリング結果等）
- ・農林畜水産物の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況
- ・市が講じている施策に関する情報
- ・その他状況に応じた必要な情報（交通規制等）

3. 多様な情報伝達手段の確保

市は、情報伝達にあたって、掲示板、広報誌（災害救援臨時広報紙）、広報車等によるほか、テレビやラジオなどの放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。

また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、ホームページ、SNS等を活用し、的確な情報を提供できるよう努める。

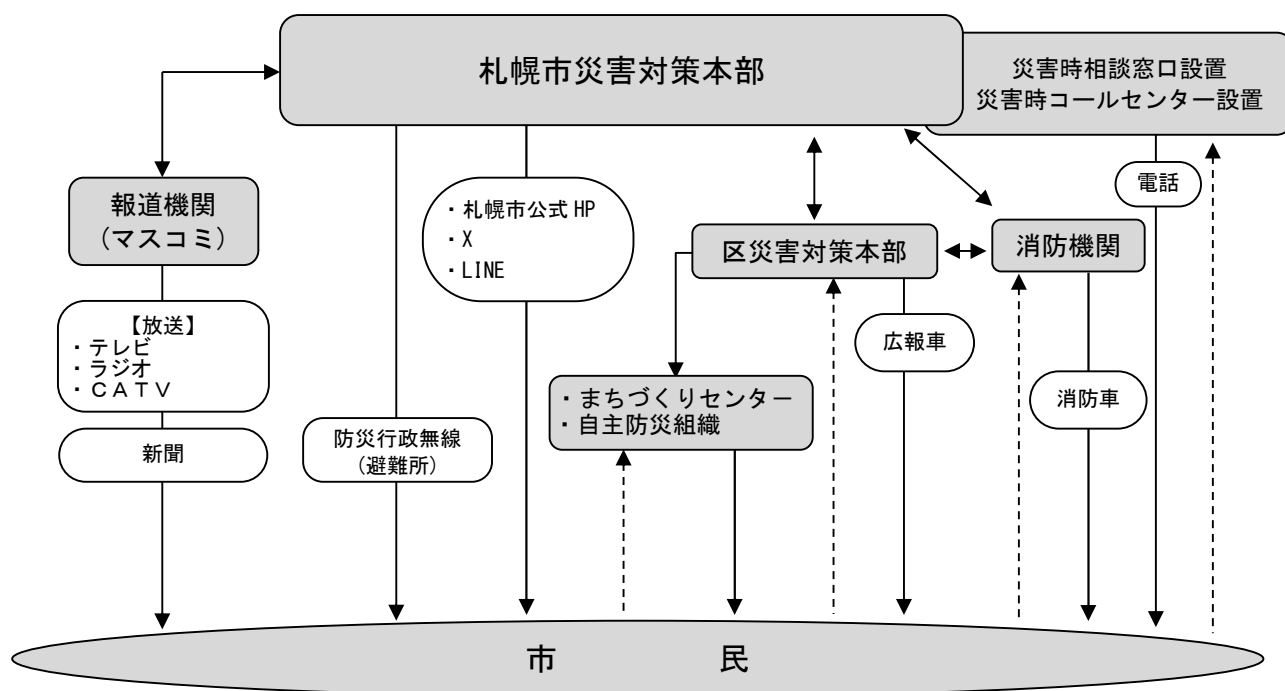


図 市民に対する情報伝達の流れ

4. 情報伝達困難者に対する情報伝達

市は、外国人、聴覚障がい者、視覚障がい者等の情報伝達困難者に対し、防災関係機関との連携を図りながら、以下の方法を用いて情報提供を行う。

- ・通訳者の派遣
- ・多言語、点字、音声、文字情報（ホームページ、SNS、FAX、災害救援臨時広報誌等）による情報提供体制の構築
- ・字幕放送、ワンセグ、ラジオや携帯電話での広報・広聴手段の整備
- ・イラストによる災害情報の提供

5. 災害時広聴活動

市は、市民ニーズの把握と市民生活の不安解消を図るため、災害時コールセンターや災害時相談窓口を開設し、広聴・相談活動を実施する。

また、災害によって生じる専門的な問題の迅速な解決に資するため、弁護士会等の専門相談員派遣窓口への派遣を要請し、法律相談などの市政外相談体制を整える。

第11節 関係自治体からの避難者の受け入れ・支援

1. 関係自治体の支援ニーズの把握

市は、避難者の受け入れ及び一時滞在場所の設置について道からの要請を受けた場合、受け入れを行う避難者の対象人数・世帯数、要配慮者の有無等について確認する。

2. 一時滞在場所の確保

市は、原子力災害の状況、当該関係自治体との位置関係、避難者の人数・属性等を踏まえ、速やかに一時滞在場所となる受け入れ先施設を確保する。当該関係自治体ごとの一時滞在場所は以下のとおり。

表 一時滞在場所等

町村名	一時滞在場所	住 所
泊村	南区体育館	札幌市南区川沿 4 条 2 丁目 2 番 1 号
岩内町	北海道立総合体育センター (きたえーる)	札幌市豊平区豊平 5 条 11 丁目 1 番 1 号
神恵内村	東区体育館	札幌市東区北 27 条東 14 丁目 3 番 1 号
寿都町	北区体育館	札幌市北区新琴似 8 条 2 丁目 1 番 25 号
蘭越町	札幌コンベンションセンター	札幌市白石区東札幌 6 条 1 丁目 1 番 1 号
ニセコ町	白石区体育館	札幌市白石区南郷通 6 丁目北 1 番 1 号
積丹町	西区体育館	札幌市西区発寒 5 条 8 丁目 9 番 1 号
仁木町	手稲区体育館	札幌市手稲区曙 2 条 1 丁目 2 番 46 号
余市町	札幌市スポーツ交流施設 コミュニティドーム (つどーむ)	札幌市東区栄町 885 番地 1

※ 一時滞在場所が満員になった場合は、近隣小中学校を予備滞在場所として確保する。

3. 避難方法・経路等の調整

市は、確保した一時滞在場所の所在や収容力等を道へ報告し、必要に応じて、避難方法・経路の調整等の協力を行う。

また、積雪期において、必要に応じて、避難等を円滑に行うための道路除排雪を実施する。

なお、除排雪を優先すべき道路及び具体的な行動計画に関しては、「札幌市地域防災計画（雪害対策編）」及び「大雪時の対応指針」によるものとする。

4. 一時滞在場所の開設・運営

市は、職員を派遣して一時滞在場所を速やかに開設し、関係自治体と共同でその運営に当たり、受け入れ状況等に関して道へ随時報告する。

一時滞在場所の開設・運営に関しては「原子力災害時の一時滞在場所運営マニュアル」によるものとする。

5. 関係自治体行政機能の代替拠点の確保への協力

市は、関係自治体庁舎の所在地が避難区域になった場合、関係自治体の行政機能の継続のため、必要に応じて、市内施設を代替拠点として確保するなどの協力を行う。

6. ボランティアの受け入れ

市は、必要に応じて、防災関係機関と相互に協力し、ボランティアの受付・調整等の受け入れ体制を確保するよう努める。

7. 二次避難先の確保

市は、避難所生活の長期化を回避するため、防災関係機関と協議し、市営住宅の空き部屋の供給や民間賃貸住宅の借り上げ等、避難者の生活基盤確保に努める。

第 4 章 原子力災害中長期対策

第1節 原子力災害中長期対策の基本方針

本章は、原災法第 15 条第 4 項の規定に基づき原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心に示したものであるが、各種応急対策の進捗状況を踏まえ、必要と認められるときは、速やかに本章に示した対策に準じて対応する。

第2節 放射性物質による環境汚染への対処

市は、防災関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について、必要な措置を講じる。

また、放射性物質による環境汚染への対処にあたり、学校、公園等、子どもの生活環境に配慮して、優先的に実施する。

第3節 各種制限措置の解除

市は、緊急時モニタリング等による調査、国の指導・助言及び指示に基づき、原子力災害応急対策として実施された、立ち入り制限、交通規制、飲食物の摂取制限、農林畜水産物の採取・出荷制限及び食料品の出荷規制等各種制限措置の解除を行う。

また、解除実施状況を確認する。

第4節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表

市は、市が実施する環境放射線モニタリング結果を、市民へ速やかに情報提供する。

第5節 心身の健康管理

1. 相談窓口の設置

市は、要配慮者にも十分配慮し、不安軽減のための適切な情報を提供するとともに、心身の健康に関する相談体制を整備する。

相談窓口を設置する場合は、設置場所、相談方法（電話、電子メール、FAX、直接応対）、連絡先等の必要事項を広報する。

2. 健康影響調査の実施

市は、屋内退避及び一時移転の対象となった市民に対して、必要に応じて健康調査を実施し市民の健康維持を図るよう努める。

第6節 損害賠償の請求等に必要な資料の作成

1. 被災市民の登録

市は、屋内退避及び一時移転の対象となった市民が、災害時に当該地域に所在した旨を証明する。

2. 損害調査の実施

市は、必要に応じて、農林畜水産業、商工業等の受けた被害について調査し、資料を整備する。

3. 災害対策措置状況の記録

市は、被災地の汚染状況図、応急対策措置及び事後対策措置等を記録し、保存しておく。

第7節 風評被害等による影響の軽減

1. 市内産農林畜水産物等の売り上げ減少への対応

市内産農林畜水産物及び加工食品等の放射能汚染への不安が広まることによる、消費者の買い控え及び市場での取引拒否、価格低下による売り上げ減少を防ぐため、放射性物質測定を実施し、その結果を新聞、テレビ、ラジオ、ホームページ等の多様なメディアを活用して情報発信する。

2. 観光客・修学旅行生の減少への対応

市内が放射性物質により汚染されているとの不安が広まることで、国内外からの観光客及び修学旅行生が減少することを防ぐため、多様なメディアを活用して、環境放射線モニタリング結果を公表する。

3. 販売促進・観光誘致活動

市内産農林畜水産物、加工食品等の販売促進イベント、観光客誘致プロモーション等を市内外で実施する。

4. 中小企業者及び被災農林畜水産業者等に対する支援

市は、被害を受けた中小企業者や被災農林畜水産業者等の経営や資金繰りを支援するため、民間経済団体等と連携しながら、必要な経済支援を行う。

5. 被ばくについての人権侵害の防止

市は、被ばくに関するうわさや偏見等による被災者の人権侵害を防ぐため、放射線に関する正しい知識の普及及び人権意識の啓発を行う。

第8節 関係自治体からの避難者に対する中長期的支援

1. 地域コミュニティ維持

市は、関係自治体からの避難者の地域コミュニティ維持に資するよう、必要な支援を行う。

2. 就労・就学支援

市は、関係自治体からの避難者の就労に係る求人情報等関連情報の提供や、就学機会の確保等を行う。

表1-1 原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等(1/2)

「発電用原子炉(第2(3)②(1)ただし書の場合を除く。)」

主米イメージは専売体の一般的な行動を提示しており、各地域においては、地域の特性等に応じて防護措置に区る専売体の行動をとることとする。

[illegible]

表1-1 原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等(2/2)

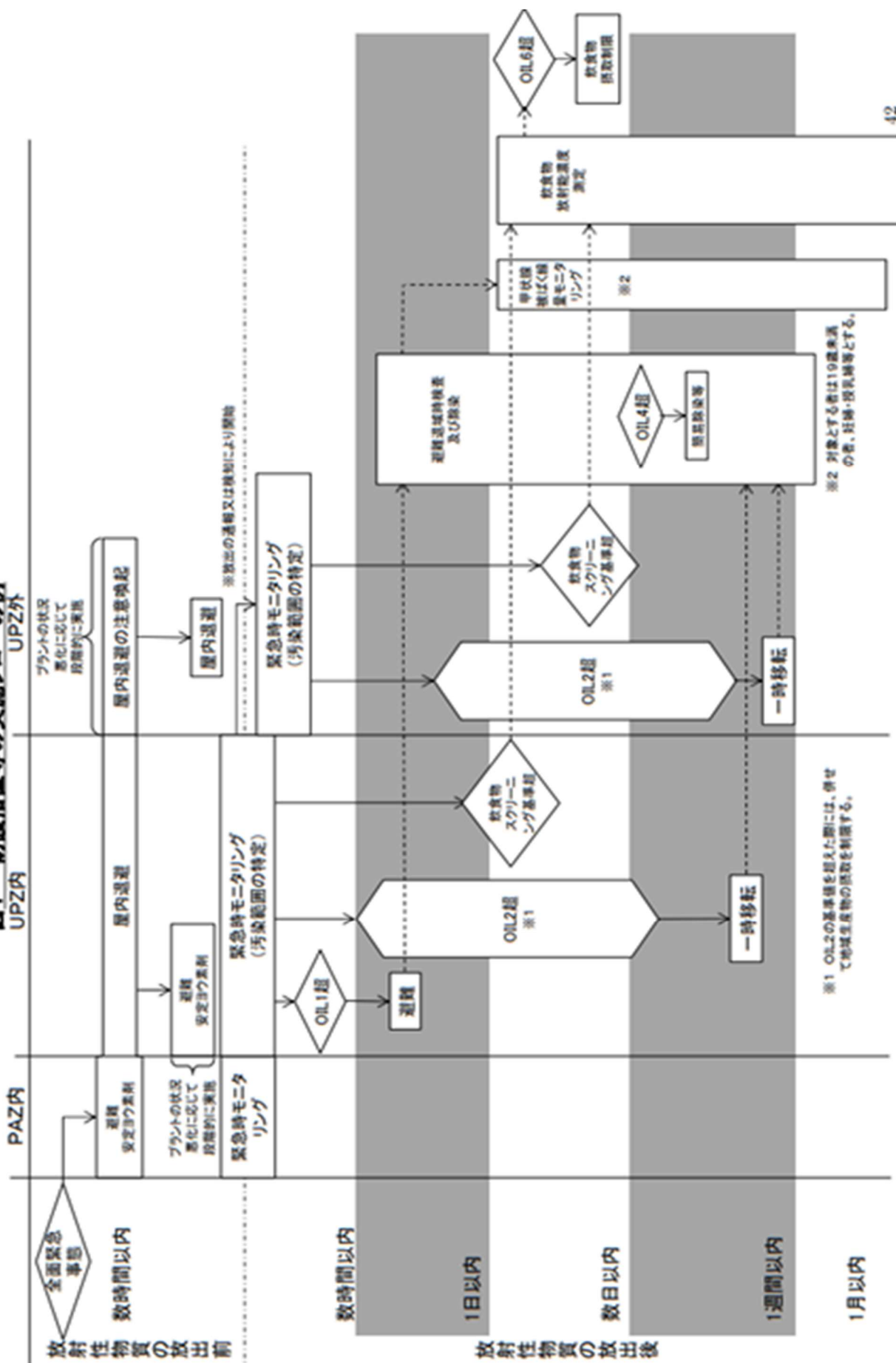
(発電用原子炉(第2(3)②(イ)ただし書の場合を除く。))

(注)本イメージは各主体の一般的な行動を示し、地域の実情等に応じて防護措置に係る各主体の行動をとるとする。

原子力事業者	原子力事業者(事業者)				国(国)				地方公共団体(地方公共団体)			
	防護措置	緊急時	緊急時	緊急時	防護措置	緊急時	緊急時	緊急時	防護措置	緊急時	緊急時	緊急時
原子力事業者	原子力発電所	-	-	-	原子力発電所	-	-	-	原子力発電所	-	-	-
	原子力発電所	-	-	-	原子力発電所	-	-	-	原子力発電所	-	-	-
	原子力発電所	-	-	-	原子力発電所	-	-	-	原子力発電所	-	-	-
	原子力発電所	-	-	-	原子力発電所	-	-	-	原子力発電所	-	-	-
国	国	-	-	-	国	-	-	-	国	-	-	-
	国	-	-	-	国	-	-	-	国	-	-	-
	国	-	-	-	国	-	-	-	国	-	-	-
	国	-	-	-	国	-	-	-	国	-	-	-
地方公共団体	地方公共団体	-	-	-	地方公共団体	-	-	-	地方公共団体	-	-	-
	地方公共団体	-	-	-	地方公共団体	-	-	-	地方公共団体	-	-	-
	地方公共団体	-	-	-	地方公共団体	-	-	-	地方公共団体	-	-	-
	地方公共団体	-	-	-	地方公共団体	-	-	-	地方公共団体	-	-	-

注1...緊急事態発生時の各主体の行動については、本イメージは一般的な行動を示し、地域の実情等に応じて防護措置に係る各主体の行動をとるとする。

図1 防護措置等の実施フローの例



(新) 表 2 各緊急事態区分を判断する EAL の枠組みについて

2. 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が炉規法第 43 条の 3 の 6 第 1 項第 4 号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

警戒事態を判断する EAL	緊急事態区分における措置の概要
① 原子炉の運転中に原子炉保護回路の 1 チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと、又は原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないこと、若しくは停止したことを確認することができないこと。 ② 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと、又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。 ③ 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての主給水が停止した場合において、電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる給水機能が喪失すること。 ④ 非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が 15 分以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が 3 時間以上継続すること。 ⑤ 原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。 ⑥ 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。 ⑦ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。 ⑧ 原子炉事業所内の通信のための設備又は原子炉事業所内と原子炉事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。 ⑨ 重要区域において、火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。 ⑩ 燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。 ⑪ 当該原子炉事業所所在市町村において、震度 6 弱以上の地震が発生した場合。 ⑫ 当該原子炉事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。 ⑬ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 ⑭ 当該原子炉施設において新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。 ⑮ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。

施設敷地緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
① 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉炉心冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するものいずれかによる注水が直ちにできないこと。 ② 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失すること。 ③ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分間以上継続すること。 ④ 非常用直流母線がなくなった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続すること。 ⑤ 原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。 ⑥ 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。 ⑦ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。 ⑧ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。 ⑨ 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。 ⑩ 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。 ⑪ 炉心の損傷が発生していない場合において、原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。 ⑫ 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失すること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失すること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。 ⑬ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づき通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ⑭ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射線物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	PAL内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。

全面緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
① 原子炉の非常停止が必要な場合において、全ての停止操作により原子炉を停止することができないこと、又は停止したことを確認することができないこと。 ② 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと。 ③ 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと。 ④ 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。 ⑤ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。 ⑥ 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。 ⑦ 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の出口温度を検知すること。 ⑧ 蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉容器の水位を下げた状態で、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失し、かつ、燃料取替用水貯蔵槽からの注水ができないこと。 ⑨ 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。 ⑩ 原子炉制御室が使用できない場合に原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合に原子炉施設の状態を表示する全ての装置若しくは原子炉施設の異常を表示する全ての警報装置（いずれも原子炉制御室に設置されたものに限る。）が使用できなくなること。 ⑪ 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。 ⑫ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ⑬ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射線物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。	P A Z内の住民避難等の防護措置を行うとともに、U P Z及び必要に応じ、それ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。

表 3 O I L と防護措置について

	基準の種類	基準の概要	初期設定値 ^{※1}		防護措置の概要
緊急防護措置	O I L 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})		数時間内を目的に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
	O I L 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講ずるための基準	β 線：40,000 cpm ^{※3} (皮膚から数cmでの検出器の計数率) β 線：13,000cpm ^{※4} 【1 か月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)		避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難区域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。
	O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 ^{※5} の摂取を制限するとともに、住民等を 1 週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})		1 日内を目的に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1 週間程度内に一時移転を実施。
飲食物摂取制限 ^{※5}	飲食物に係るスクリーニング基準	O I L 6 による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h ^{※6} (地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率 ^{※3})		数日内を目的に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
	O I L 6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種 ^{※7}	飲料水 牛乳・乳製品 放射性ヨウ素 放射性セシウム プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種 ウラン	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他 2,000Bq/kg ^{※8} 500Bq/kg 10Bq/kg 100Bq/kg

- ※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるOILの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはOILの初期設定値は改定される。
- ※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。OIL1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がOIL1の基準値を超えた場合、OIL2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がOIL2の基準値を超えたときから起算しておおむね1日が経過した時点の空間放射線量率（1時間値）がOIL2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。
- ※3 我が国において広く用いられているβ線の入射面密度が20 cm^2 の検出器を利用した場合の計数率は約120 Bq/cm^2 相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度から入射面密度や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。
- ※4 ※3と同様、表面汚染密度は約40 Bq/cm^2 相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。
- ※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。
- ※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。
- ※7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるOIL6を参考として数値を設定する。
- ※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。
- ※9 IAEAでは、飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間の暫定的な飲食物摂取制限の実施及び当該測定の対象の決定に係る基準であるOIL3等を設定しているが、我が国では、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するため基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

札幌市地域防災計画（原子力災害対策編）

沿 革

平成25年	3月21日	札幌市地域防災計画（原子力災害対策編）作成
平成26年	3月14日	修正
平成26年	7月28日	修正
平成27年	3月26日	修正
平成28年	7月25日	修正
令和 3年	2月18日	修正
令和 4年	3月17日	修正
令和 5年	3月20日	修正
令和 6年	4月10日	修正
令和 7年	3月10日	修正
令和 8年	6月26日	修正

札幌市地域防災計画（原子力災害対策編）

平成25年3月発行

編集・発行 札幌市防災会議
事務局：札幌市危機管理局
〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目
TEL:011-211-3062 FAX:011-218-5115